

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

619号 2011

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県の最低賃金は、最低賃金審議会答申を受け、平成23年10月20日より1時間当たり709円に改正されます。

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。最低賃金は賃金の最低額を保障するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています。(特定の産業には産業別最低賃金が定められています。)

時間額 706円 → 709円

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

【問い合わせ先】 滋賀労働局賃金室 TEL: 077-522-6654
彦根労働基準監督署 TEL: 0749-22-0654
大津労働基準監督署 TEL: 077-522-6641
東近江労働基準監督署 TEL: 0748-22-0394

目次

- 表紙** 最低賃金改正のお知らせ
最低賃金総合相談支援センターのご利用について
- ② 絵てがみ作品展作品集
- ③ 男性育児休業取得奨励金のご案内
労働施策広報啓発事業のお知らせ
- ④⑤ 求人情報をお待ちしています
在職者向けセミナーのご案内
- ⑥⑦ 相談窓口のご案内 労働委員会あっせん制度
社労士会労働紛争解決センター滋賀
- ⑧ 労働相談Q&A「就業規則」
- ⑨ 統計/資料 H23年賃金交渉調査結果
- ⑩⑪ H22年労働環境等実態調査結果
- ⑫ 勤労者向け融資のご案内
高齢者職域拡大等助成金のお知らせ
退職金制度のお知らせ

「滋賀県最低賃金総合相談支援センター」のご利用について

今般、最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談についてそれぞれの専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を設置しました。

【設置場所】

滋賀県大津市打出浜2番1号
「コラボしが21」6階
滋賀県社会保険労務士会事務所内

TEL: 077-526-3760

※遠隔地の方は、相談支援コーナーをご利用下さい。

湖北最低賃金相談支援コーナー

滋賀県長浜市港町4番9号
「勤労者福祉会館・臨湖」内

TEL: 0749-63-1563

☆詳しくは、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyou/>

【開設日・時間】

土日祝日を除いて、1ヵ月18日間
(相談支援コーナーは、1ヵ月13日間)
午前9時から午後5時

【対応できること】(※1, 2)

- 販路拡大の方法について知りたいのだけど...
 - もう少し生産効率を上げたいのだけど...
 - 給与制度・給与体系を見直したいのだけど...
 - 就業規則をしっかりとしたものにしたいが...
 - 社内レイアウトを効率的なものに見直したいのだけど...
 - その他、経営・労務に関すること
- ※1: 厚生労働省からの委託を受けて行っていますので、御相談内容、企業、個人情報などは厳守。安心して相談できます。
- ※2: 相談のみでなく、さらに専門家を無料で各企業へ派遣し、個別にコンサルティングを受けることもできます。

滋賀労働局労働基準部賃金室 (TEL: 077-522-6654)

10月1日から10月7日は全国労働衛生週間です。

見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場

厚生労働省



平成22年度最優秀賞 藤本厚子さん

～働くあなたへ～ 絵てがみ作品展 作品募集

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について社会全体の気運を高めるため、働く人や働く人を支える家族等からのメッセージを絵てがみを通して発信します。皆さまからのご応募をお待ちしています。

●応募方法

応募作品の裏面に①住所、②氏名（ふりがな）、③年齢、④性別、⑤電話番号、⑥勤務先住所（市町名、県外に居住の方のみ）を記載のうえ、下記応募先まで郵送またはご持参してください

●作品の規程

- 作品は絵と文字の入った絵てがみとします
- 画材は自由です
- 用紙は郵便はがき（14.8cm×10cm）と同サイズのもの
- 作品は応募者が創作した未公表のものに限ります
- カラーコピーなど作品の複写物では応募できません

●募集対象

県内在住または県内在勤の方

●応募点数

用紙1枚につき作品1点とし、1人1点までの応募とします

●作品展示

- 県立近代美術館（大津市）
H24.2.14（火）～2.19（日）
- 県立男女共同参画センター（近江八幡市）
H24.3.1（木）～3.20（火）

※上記以外の会場で展示する場合もあります

●表彰

最優秀賞1点 優秀賞2点 入選7点（程度）

●その他

- 応募作品は返却いたしません
- 受賞作品の著作権は主催者に移転することとします
- 作品の展示等に当たっては、作者の氏名、住所（県外居住の方は勤務先住所、いずれも市町名）は公開とします

作品テーマ

- 働くあなたへ
- 働く私を支えてくれるあなたへ
- 仕事と生活

例えば

- 働く自分を支えてくれている人（もの）への思い
- 働くお父さん、お母さん等へのメッセージ
- 仕事と生活の両立を支えているもの
- 仕事への励みとなるもの…など

募集期間

平成23年10月3日（月）～12月15日（木）

※当日消印有効

主催 滋賀県、一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会
後援 滋賀労働局、滋賀県労働者互助会連合会、県内各地域労働者互助会<（財）大津市労働者互助会、（社）草津市労働者福祉サービスセンター、彦根地域労働者互助会、（財）守山野洲労働福祉サービスセンター、湖北地域労働者互助会、（財）近江八幡地域労働者福祉サービスセンター、東近江地域労働者互助会、栗東市労働者互助会、甲賀広域労働者互助会、高島市労働者互助会>

応募先・お問い合わせ先

滋賀県庁 労働雇用政策課内 絵てがみ作品展事務局
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館4階
TEL 077-528-3753 FAX 077-528-4873

いつか叶えたい生活。
その「いつか」は「いま」かもしれません。

ろうきんは、はたらく人の夢と共感を創造する
共同組織の福祉金融機関です。

広告

大津支店 ☎077-524-5356
大津市におの浜4-5-9

彦根支店 ☎0749-22-2862
彦根市大東町4-28
彦根勤労福祉会館内

草津支店 ☎077-562-5791
草津市南草津3-7-1

八日市支店 ☎0748-23-2371
東近江市八日市東本町17-8-22

長浜出張所 ☎0749-63-9111
長浜市高田町5-21

水口出張所 ☎0748-62-6131
甲賀市水口町東名坂277

守山出張所 ☎077-583-4400
守山市播磨田町3076-2

近江八幡ローンセンター ☎0748-37-5910
近江八幡市鷹飼町南4-4-5
アクティ近江八幡 2F

儲けない金融機関
近畿ろうきん

<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター ☎0120-191-968

滋賀県男性の育児休業取得奨励金のご案内

滋賀県では、企業における男性従業員の育児休業取得を促進するとともに、男性の育児休業の取得に向けた気運の醸成を図るため、男性労働者が1週間以上育児休業を取得した企業に対して奨励金を支給しています。要件に該当する事業主の方は、お問い合わせください。

(要件)

1. 支給対象事業主は、次のすべてに該当する事業主とします。
 - (1) 県内に事業所を有すること。
 - (2) 常時雇用する従業員の数が300人以下であること。
 - (3) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録をしていること。
 - (4) 過去に男性労働者の育児休業取得実績がなく、平成23年4月1日以降に男性労働者が初めて育児休業の取得をする事業所であること。
 - (5) 労働協約または就業規則の中に育児休業に関する規定を設けていること。
 - (6) 育児・介護休業法の規定を遵守していること。

2. 対象となる育児休業取得者は、次のすべてに該当する男性労働者とします。

- (1) 県内の事業所に勤務していること。
- (2) 平成23年4月1日以降、その養育する子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、育児休業を5日（勤務を要しない日を除く）以上含む1週間以上連続した休業・休日等を取得し、かつ当該休業終了後に原職に復帰していること。

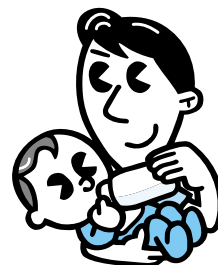
(支給金額)

奨励金の額は、1事業主あたり200,000円です。

(平成23年4月1日以降において、1事業主につき1回限りです。)

お問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 企画・家庭福祉チーム
 TEL 077-528-3561 / FAX 077-528-4854
 電子メール em00@pref.shiga.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/e/kodomokatei/ikumensyorei.html>



滋賀県委託事業

滋賀県では、労働施策の広報啓発を行っています!!



●ラジオやブログを通じて労働施策に関する耳寄りな情報をお届けします。

仕事を探している方、自分の技能を高めたい方など
 労働に関する情報を集めている方は、ぜひお聞きください!

★ラジオ番組

- 【番組名】 Enjob Garden (77.0MHz)
 【放送日程】 毎週木曜日 12:55~13:00
 【内容】 労働施策全般
 【放送期間】 平成23年8月4日~平成24年3月29日 (計35回放送)



Matsubou



Sudacchi



★ブログ

ラジオ番組と連動して、各回の放送内容や関連する画像等を紹介します。
 そのほか、楽しい内容も満載です!



<http://enjob.shiga-saku.net/>

★インターネットラジオ (ポッドキャスト)

上記ラジオ番組をインターネット上にアップロードし、パソコン等でバックナンバーを聴取することができます。
 こちら⇒e-radio エフエム滋賀ホームページ内「Enjob Gardenのブログ」コーナー

〈お問い合わせ〉

滋賀県労働雇用政策課労政福祉担当 TEL 077-528-3751
 株式会社エフエム滋賀 TEL 077-527-0830



企業の皆さまからの 求人をお待ちしています！！

＜企業の即戦力となる人材を育成しています！＞

＜次代のものづくりをリードしていく若き技術者を育成しています！＞

県および（独）雇用・能力開発機構では、求職者の早期再就職、新規学卒者の職業能力開発のため、ものづくりの技能と知識を習得する施設を設置しています。

離転職者を対象にした訓練では、企業ニーズに合わせた訓練課程により、企業の即戦力になるための必要な技能と知識を備えた優秀な人材を育成しています。

また、新規学卒者を対象にした訓練では、実習に重点を置き、基礎から応用まで段階的かつ体系的に訓練を実施し、優れた技能・技術と豊かな創造力でこれからのものづくりを牽引していく人材の育成に努めています。

各施設では、訓練修了生の進路確保に向け、企業の皆さまからの求人をお待ちしています。



このような職種に合った 訓練を実施しています

【職種の例】

- 機械加工
- 溶接
- 電気工事
- 設備保全
- 塗装
- ビル設備管理
- 経理事務
- アパレル
- 機械製図
- 自動車整備
- 電気機器組立
- マイコン制御
- 建築大工
- 一般事務
- 介護ヘルパー
- 等



ZENROSAI 全労済

責任品質。

変わらない「安心」を、
お届けしていくために。

広告

2511W030

こくみん共済	総合医療共済	せいめい共済
ねんきん共済	自然災害保障付 火災共済	社会保険付 火災共済
マイカー共済	自賠償共済	交通災害共済
団体生命共済	セット移行共済	慶弔共済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済 滋賀県本部
(滋賀県勤労者共済生活協同組合)

大津支所 〒520-0801
彦根支所 〒522-0074

大津市におの浜4-5-1
彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F

TEL 077-524-6031
TEL 0749-24-6605

県立高等技術専門校 (テクノカレッジ)

HP <http://www.pref.shiga.jp/f/kogisen/index.html#course>

訓練科 ＜訓練期間＞

新規学卒者対象：自動車整備科、生産システム制御科＜2年＞
コンピュータ制御科＜1年＞
離転職者対象：生産システム設備科、服飾デザイン科、塗装技術科、木造建築科、溶接技術科、機械加工技術科、総合技能系（金属加工技術コース）＜1年＞
住宅リフォーム科、総合技能系（機械実践技術コース、溶接実践技術コース、電気設備技術コース、電気機械技術コース）＜6カ月＞
離転職者対象（知的障害者の方）：
総合実務科（販売実務コース、OA事務コース）＜1年＞

(米原校舎)

住所：米原市岩脇411-1
TEL：0749-52-5300
FAX：0749-52-5396

(草津校舎)

住所：草津市青地町1093
TEL：077-564-3296
FAX：077-565-1867

(独)雇用・能力開発機構 滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)

HP <http://www.ehdo.go.jp/shiga/k/index.html>

訓練科 ＜訓練期間＞

離転職者対象：テクニカルメタルワーク科、ビル設備サービス科、CAD/CAM技術科、機械加工NC技術科、生産システム技術科、制御プログラム科、シートのメタル科、電気設備科、生産技術管理科（機械保全コース、電気保全コース）＜6カ月＞

住所：大津市光が丘町3-13
TEL：077-537-1179
FAX：077-537-3076

(独)雇用・能力開発機構 近畿職業能力開発大学校付属 滋賀職業能力開発短期大学 (ポリテクカレッジ滋賀)

HP <http://www.ehdo.go.jp/shiga/shiga-pc/school/gakka.html>

訓練科 ＜訓練期間＞

新規学卒者対象：生産技術科、電子情報技術科、住居環境科＜2年＞

住所：近江八幡市古川町1414
TEL：0748-31-2254
FAX：0748-31-2255

在職者訓練 (技能向上セミナー) のご案内

県および(独)雇用・能力開発機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練(技能向上セミナー)を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◆県が開催するコース

機械系（機械測定、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械製図、機械組立など）
溶接系（アーク溶接、TIG溶接、溶接技能者評価試験準備など）
電気系（電気工事士試験対策、電気主任技術者のための知識、消防設備士受験準備など）
建築系（建築CAD、インテリアコーディネーター受験準備、建築測量など）
制御系（有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など）

◆(独)雇用・能力開発機構が開催するコース

機械関係コース（実践機械製図、切削加工、精密測定技術、油圧装置メンテナンス、機械加工を考慮した設計技術、金属材料など）
電気・電子関係コース（有接点シーケンス制御、PLC制御、電気系保全実践技術、Linuxによる組み込みシステム開発など）
建築関係コース（建築積算実践技術、木造住宅における壁量計算技術など）

コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋 賀 県		(独)雇用・能力開発機構	
施設	高等技術専門校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発 短期大学校 (ポリテクカレッジ滋賀)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.jp/f/kogisen/koushu/koushu.html		http://www.ehdo.go.jp/shiga/z/kaihatu/index.html	

ご存じですか？ 労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

10月は「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」です！

★あっせん制度をご利用ください！

労働委員会では、労働組合加入の有無に関わらず、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間における労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話を聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)」を行っています。

★あっせんの特徴

- あっせんは訴訟とは違い、柔軟な解決が可能です。労使関係についてお互いに納得のいく解決策を探すことで将来的に円満な関係が築けるような解決を目指すことができます。
- あっせん員3名が仲立ちして労使間の話し合いを取り持つことで、当事者どうしが直接に交渉する場合よりもスムーズな解決を図ることができます。
- 労働者、使用者のどちらからでも申請できます。
- 申請書を労働委員会窓口へ提出するだけなので申請手続きが簡単です。
- 関係者以外には、あっせんの秘密は厳守されます。
- 無料で利用していただけます。

★あっせんの対象

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主解決が困難となったものが対象となります。例えば、

(労働者)

- ・突然、会社から解雇を言い渡されたが納得できない。
- ・採用当初に提示された労働条件が、実際と違う。



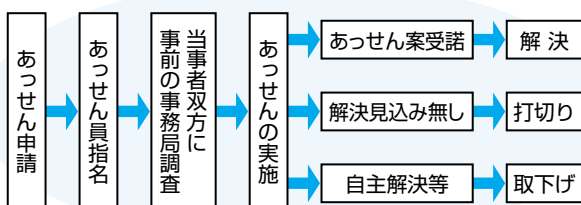
(使用者)

- ・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由無く拒否された。

…といった事案があります。

★あっせんの流れ

わかりやすく図にすると、以下のとおりになります。



★あっせんの実施について

通常は、(1) 三者のあっせん員が双方の事情聴取を行い、(2) 労働者側には労働者側のあっせん員、使用者側には使用者側のあっせん員が個別に妥協点の打診、説得を行い、(3) 結果を持ち寄ってあっせん員が解決方法を協議します。

★あっせんの終了について

解決の見込みがある場合は、あっせん員が打診、説得を繰り返して歩み寄りに努め、解決案(あっせん案)を示したり、意見を示して解決を図ります。労働者とその使用者の意見が一致しない場合は、不調・打ち切りに終わる場合もあります。

※あっせんを受けることは任意です。あっせんの相手方があっせんに応じない場合は打ち切りとなることがあります。

★申請方法

労働委員会事務局にあっせん申請書を提出してください。あっせん申請書は事務局で直接お渡するほか、当委員会ホームページよりダウンロードしていただけます。※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。申請書は、郵送もしくは事務局へご持参ください。

無料労働相談会を開催します！

当委員会では、10月の「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」に併せて、労使関係のトラブルに関する労働相談会を県内4会場で開催します。

- ★労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が相談に応じます。
- ★労働者、事業主のどちらからでも、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

開催日	時間	会場	住所
10/4 (火)	13時 ～16時	滋賀県東近江合同庁舎 1A会議室	東近江市 八日市緑7-23
10/11 (火)	13時 ～16時	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町四丁目1-1
10/18 (火)	13時 ～16時	滋賀県湖東合同庁舎 1B・1C会議室	彦根市元町4-1
10/25 (火)	13時 ～16時	滋賀県南部合同庁舎 1B会議室	草津市 草津三14-75

※申込みは不要です。直接各会場へお越しください。事前予約いただければ、優先します。

※詳しくは当委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号(県庁東館5階)

TEL 077-528-4473

http://www.pref.shiga.jp/l/roi/

社労士会労働紛争解決センター滋賀

滋賀県社会保険労務士会が設置している「社労士会労働紛争解決センター滋賀」では、法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証制度「かいけつサポート[※]」の承認を取得し、労働条件その他労働に関係する事項について個々の労働者と事業主との間に生じたトラブルを解決するためのサポートを行っています。

※「かいけつサポート」とは、民間事業者が運営している紛争解決サービスのうち、法律で定められた厳格な基準などをクリアしているとして法務大臣の認証を受けているものをいいます。



職場のトラブルを円満に解決します

取り扱う紛争の範囲

労働に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換など

社労士会労働紛争解決センター滋賀 5つの特長

- ① あっせんにより円満解決**
あっせんとは和解の仲介を行うことで、専門的知見と経験を持つあっせん員が、紛争当事者間の調整を行い、紛争の円満解決を実現する制度です。
- ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心**
裁判外紛争解決の特別研修を受け試験に合格した特定社会保険労務士があっせん員となり、公正・中立な立場で解決にあたります。
- ③ 早期解決**
申し立てから概ね1か月以内にあっせん日が決まり、原則としてその日1回の手続で解決します。
- ④ 土曜日も開催で利用しやすい**
あっせんは毎週水曜日と毎月第2土曜日の午前10時から午後5時までの希望する時間に行います。
- ⑤ 安い費用で解決**
申し立て費用は1件につき10,500円（消費税含む）です。

あっせん手続の流れ

社労士会労働紛争解決センター滋賀へ申出（無料）

あっせん手続の制度について事前説明を行います。制度に納得いただいた上で、申し出て下さい。

対象事案かどうかを審査
対象外事案の場合は受付できません。

あっせん手続の申立

申立書を作成していただきます。代理人の選任も可能です。

あっせん員を決定し、当事者双方へ通知

相手方への通知・事前説明・参加意思の確認

相手方の参加意思がない場合は、あっせん手続は終了となります。

あっせん期日を決定し、当事者双方へ通知

あっせん手続実施

あっせん員である特定社会保険労務士が解決にあたります。事案によっては弁護士があっせん員に加わる場合があります。

当事者より取り下げの申し出がある場合や合意不成立の場合は手続を終了します。

和解合意

和解契約書を作成します。和解契約は民法上の効力を有します。

社労士会労働紛争解決センター滋賀

TEL 077-526-3760

FAX 077-526-1800

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号
「コラボしが21」6階（びわ湖ホール南側の建物）

滋賀県社会保険労務士会

労働相談Q & A

テーマ 『就業規則』



Q 1. 就業規則とは何ですか？

A 1. 企業では多くの労働者が働いているので、労働条件を公平で統一的に設定し、職場規律を明示しておくことが効率的な事業運営をしていく上で必要となります。そこで、円滑な企業運営の必要上、企業が定めた職場規律や労働条件に関するルールが就業規則です。企業によっては、「従業員規則」「従業規則」「社則」などと呼んでいる場合もあります。

また、「賃金規則」「旅費規程」等、特別の事項について別規則を作っている場合もありますが、これらの別規則は就業規則の一部であって、それらを統括したものが「就業規則」となります。

Q 2. 就業規則はどのようにして作られるのですか？

A 2. 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成、変更した場合は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働組合がない場合は労働者の代表の意見を聴き、その意見書を添えて労働基準監督署長に届け出なければなりません。また、就業規則を掲示、備え付け、交付等によって労働者に周知する義務があります。

なお、「常時10人以上」には、期間雇用労働者、短時間労働者、パートタイム労働者、アルバイト等であっても常態として雇用されていればその労働者も人数に含まれます。労働者が「常時10人未満の場合」は就業規則の作成義務はありませんが、就業規則には労使の権利義務を明確にし、労使の無用なトラブルを未然に防止する役割を持つことから作成することが望ましいと言えます。

就業規則は、その内容が法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはなりません。これらに反する就業規則は、その部分については無効となります。

Q 3. 就業規則の記載内容は、どのようなものですか

A 3. 就業規則には、次の事項などを記載しなければなりません。

- 1 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては、就業時転換に関する事項
- 2 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この項において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 3 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- 4 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 5 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 6 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 7 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 8 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 9 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 10 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 11 以上のほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

これらのうち、1～3の事項はいかなる場合でも就業規則に必ず記載しなければなりません（絶対的必要記載事項）。

また、4～11の事項は、定めをおく場合には必ず就業規則に記載しなければなりません（相対的必要記載事項）。

なお、これら以外の事項についても、その内容が法令又は労働協約に反しないものであれば任意に記載することができます（任意記載事項）。

Q 4. たとえば賃金や労働時間、退職金等について、労働者に不利益となる内容に使用者が就業規則を一方的に変更することは認められているのでしょうか？

A 4. 就業規則の一方的な不利益変更は原則許されません。とは言え、当該の規則変更の合理性・相当性があり必要性がある場合には、当該労働者に周知徹底させる事で認められることが有ります。しかし一部の特定少数者に著しい不利益が及ぶ場合は、この限りではありません。

お問い合わせ先

●労働にかかる相談

滋賀県労働相談所

大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階

苦勞ない労使
労働相談ダイヤル **0120-967164**

窓口開設時間 ※面談相談をご希望される場合は事前連絡が必要です。

月～金（平日） 10:00～20:00（12:30～13:30除く）

月～金（祝日） 17:00～20:00

土・日 10:00～16:00（12:30～13:30除く）

●労働基準法、労働条件等にかかる相談

大津労働基準監督署

大津市馬場3-14-17
TEL 077-522-6641

彦根労働基準監督署

彦根市西今町58-3
TEL 0749-22-0654

東近江労働基準監督署

東近江市八日市緑町8-14
TEL 0748-22-0394

窓口開設時間 月～金（平日） 8:30～17:15

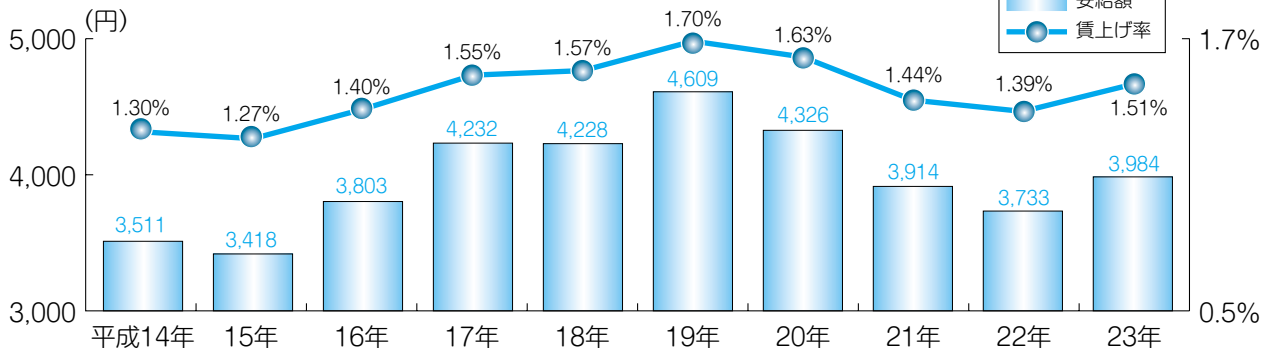
平成23年 賃金交渉調査の結果概要

春季賃上げ要求・妥結状況（6月末時点）

県内民間労働組合の春季賃上げ交渉による賃上げ妥結額は、平成23年6月30日現在、全規模・全産業平均で3,984円となっており、賃上げ率は1.51%でした。前年同期に比べ額で251円上回り、率で0.12ポイント上回る結果となりました。

	従業員300人未満		従業員300人以上		全規模			前年同期(全規模)	
	妥結額(円)	賃上げ率(%)	妥結額(円)	賃上げ率(%)	要求額(円)	妥結額(円)	賃上げ率(%)	妥結額(円)	賃上げ率(%)
全産業平均	3,105	1.27	4,823	1.71	5,672	3,984	1.51	3,733	1.39
製造業平均	3,561	1.41	4,999	1.75	5,677	4,348	1.60	4,057	1.50
非製造業平均	2,001	0.89	4,054	1.52	5,653	2,822	1.17	2,547	0.96

春季賃上げ妥結額の推移

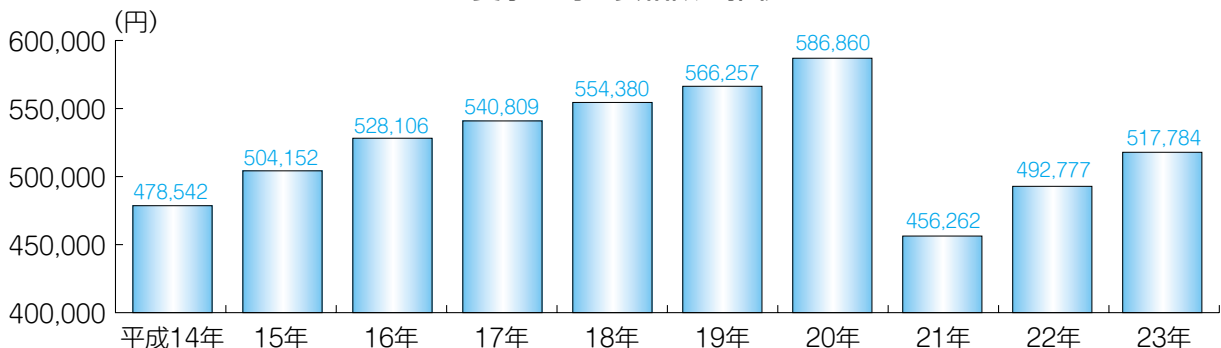


夏季一時金要求・妥結状況（7月末時点）

県内民間労働組合の夏季一時金交渉による妥結額は、平成23年7月31日現在、全規模・全産業平均で517,784円（1.96ヶ月）となっており、前年同期に比べ額で25,007円、月数にして0.12ヶ月それぞれ上回る結果となりました。

	従業員300人未満		従業員300人以上		全規模			前年同期(全規模)	
	妥結額(円)	月数(ヶ月)	妥結額(円)	月数(ヶ月)	要求額(円)	妥結額(円)	月数(ヶ月)	妥結額(円)	月数(ヶ月)
全産業平均	414,499	1.66	643,400	2.28	631,736	517,784	1.96	492,777	1.84
製造業平均	418,518	1.67	637,070	2.28	641,494	524,269	1.98	498,868	1.87
非製造業平均	404,605	1.64	670,529	2.28	601,488	497,678	1.89	468,718	1.76

夏季一時金妥結額の推移



☆詳細な結果については、県労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>）をご覧ください。

平成22年

労働環境等実態調査の結果

この調査は今後の滋賀県における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けて、企業と労働者双方の観点から労働環境等の実態を調査したものです。

企業アンケート調査結果の中から、女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する結果の一部を掲載します。

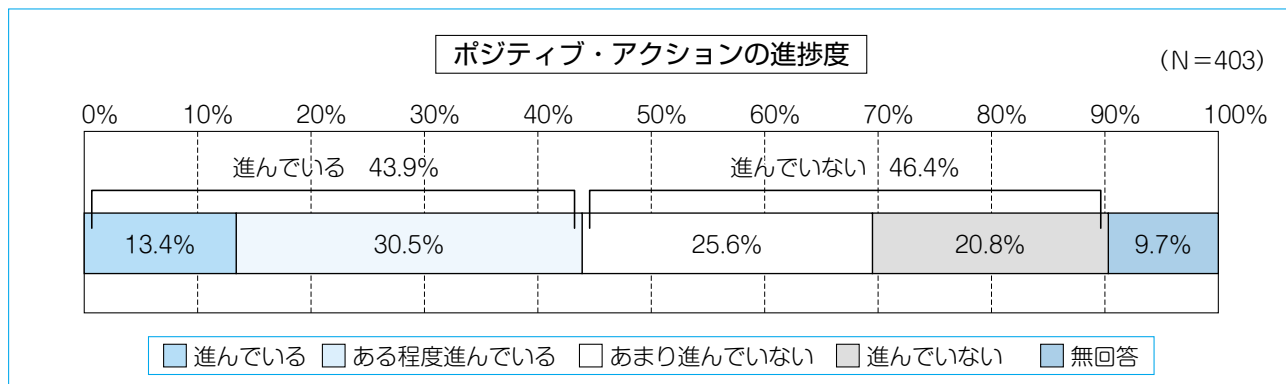
調査の詳細内容については、県労働雇用政策課のホームページをご覧ください。
 (http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/wlb/wlb04/index.html)

調査概要

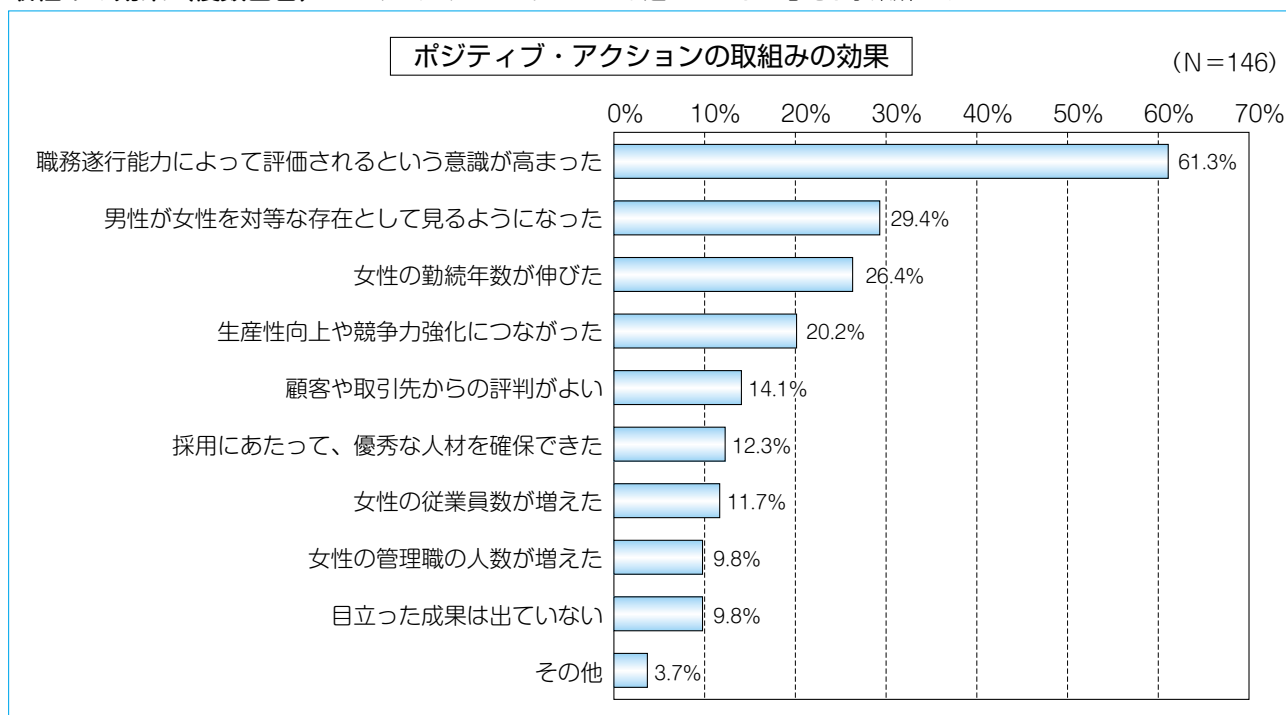
調査対象：①建設業 ②製造業 ③運輸業・通信業 ④卸売・小売業 ⑤金融・保険業
 ⑥飲食店、宿泊業 ⑦医療、福祉 ⑧教育、学習支援業 ⑨サービス業
 の9業種に属する常用労働者10人以上の県内民営事業所より抽出した1,000事業所
 調査時点：平成22年6月30日
 有効回答数：403事業所

女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）

女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）の進捗度

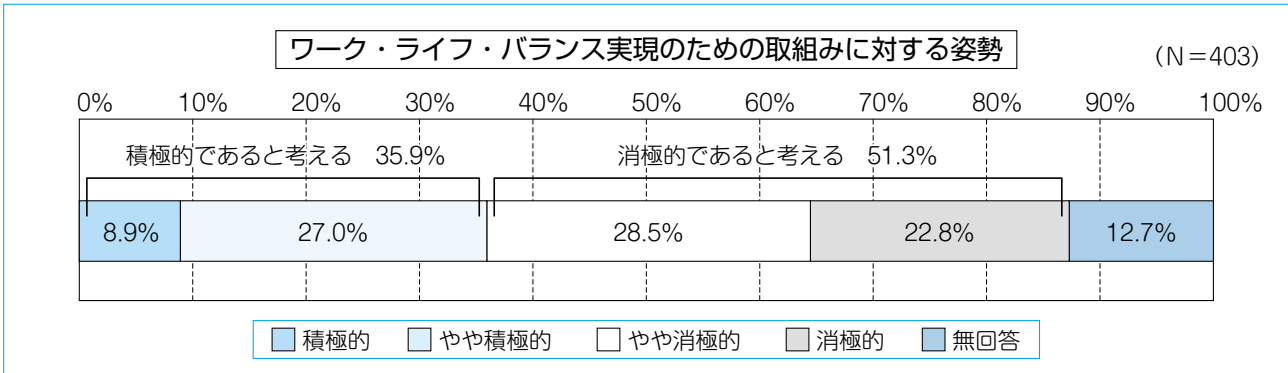


取組みの効果（複数回答） ※ポジティブ・アクションが進んでいると考える事業所のみ

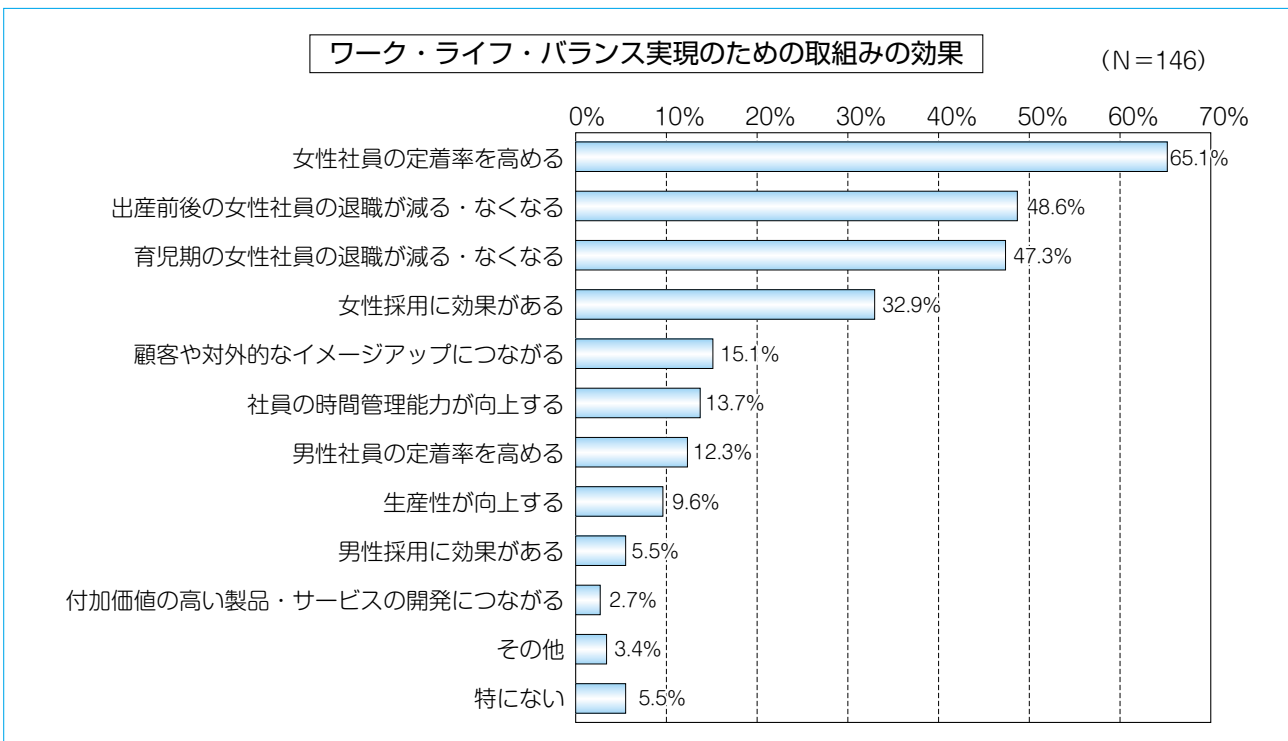


仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

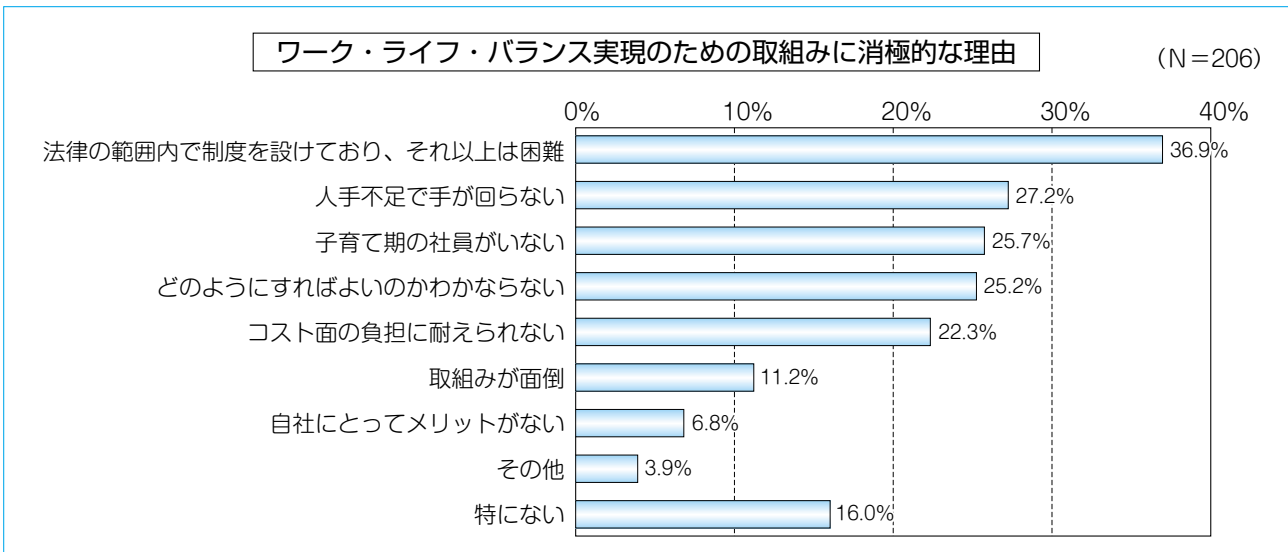
ワーク・ライフ・バランス実現のための取組みに対する姿勢



取組みの効果（複数回答） ※ワーク・ライフ・バランス実現のための取組みが積極的であると考える事業所のみ



取組みが消極的な理由（複数回答） ※ワーク・ライフ・バランス実現のための取組みが消極的であると考える事業所のみ



滋賀県の勤労者向け融資制度 (平成23年9月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまにゆとりある生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資制度を設けています。各資金の申し込み受付は、県内の取扱い金融機関で行っています。お申込みに際しては借入条件等を事前に県内の各取扱金融機関へお電話等でご確認願います。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間(据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年 (2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)

取扱金融機関

近畿労働金庫、滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都銀行、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

お問い合わせ

県内の各取扱金融機関

または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL.077-528-3751



高年齢者の雇用促進のための 高年齢者職域拡大等助成金のご案内

助成金のご活用を

高年齢者職域拡大等助成金【平成23年4月新設】

高年齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員が65歳以上まで働くことができる制度の導入、又は70歳以上まで働くことができる制度の導入にあわせて、高年齢者の職域の拡大や高年齢者の雇用管理制度の構築に取り組み、高年齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主に対し、当該取組に係る経費の3分の1に相当する額(限度額500万円)を支給します。

お問合せ・ご相談は

滋賀高齢・障害者雇用支援センターまで
TEL077-526-8841



独立行政法人

高齢・障害者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly and Persons with Disabilities (JEED)
http://www.jeed.or.jp/

お気軽にお問合せください
(後)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
〒030-3336 東京都中央区
丸の内三丁目5番15号(代表)
TEL03-3343-6000

中退共は国の制度だから 安心・確実!

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成
- 社外積立で、管理も簡単
- パートさんも家族従業員もご加入いただけます

詳しくはホームページをご覧ください

ご存知ですか?
国の助成を受けられる
「中退共」の
退職金制度

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL077-528-3751 FAX077-528-4873

http://www.pref.shiga.jp/

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp